

特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者
の意見聴取に関する公示

広島労働局一般公示第8号

広島地方最低賃金審議会は、広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、広島県の区域内で製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年9月18日までに、広島地方最低賃金審議会（広島市中区上八丁堀6番30号広島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月4日

広島労働局長 小沼 宏治